官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令（総務六一）　一
〔告　示〕
○高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件（総務二八三）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
平成二十八事業年度全国健康保険協会の財務諸表関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　六

省　令

○総務省令第六十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月五日

総務大臣　野田　聖子

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。